

項目 年代	住宅地図・地形図・航空 写真の記載事項等	登記簿謄本		工場等関係者 ヒアリング	その他の 調査内容	土壌汚染の 可能性の有無
		土地登記簿	建物登記簿			

- 備考 1 過去の地形図、住宅地図、航空写真、登記簿、その他の情報により、過去の特定有害物質の取扱事業場の設置状況、土壌汚染の調査及び処理の状況等について把握すること。
- 2 年代については、少なくとも昭和30年代初期まで遡ること。ただし、それ以前にも土壌汚染のおそれがある場合はさらに遡って調査すること。
- 3 各結果には、それぞれの根拠（地図・登記簿等）の写しを添付すること（工場等関係者ヒアリングを除く）。登記簿を提出する場合には、公図も合わせて提出すること。
- 4 工場等関係者ヒアリングにおいては、ヒアリングした者の氏名・工場等における所属及び役職・連絡先を記入すること。